

平成26年9月20日

地域の皆様  
PTA役員様

江戸川区立西葛西小学校  
校長 山下 靖 雄

## 第3回 西葛西小避難所開設・運営訓練準備会

### 1 会次第

司会 副校長

- (1) 校長あいさつ
- (2) 江戸川区 危機管理室 防災危機管理課 防災係より
- (3) 避難所の運営組織について 校長
  - ・各自治会人員確認
  - ・運営協議会長選出
  - ・活動班の役割分担
- (4) 避難所ルールについて 校長
- (5) 質疑応答

### 2 参加者

グリーンヒル西葛西1号館自治会長
グリーンヒル西葛西2号館自治会長
エヴァーグリーン西葛西管理組合
ライオンズプラザ西葛西自治会長
ライオンズマンション小島町自治会長
ローズガーデンラフィール西葛西理事長
小島町会 会長
バームハイツ西葛西自治会長
バームハイツ西葛西二番館自治会長
コスモアージュ西葛西管理組合理事長
サンマンションアトレ管理組合理事長
西葛西小学校PTA会長
西葛西小学校PTA副会長

# 避難所運営協議会の組織

避難所運営協議会会長 ( )

施設管理部 施設管理責任者 (校長 山下 靖雄)		避難所運営部 ◎運営部長 ( ) ○運営副部長 ( )				
連絡調整員		活動班			居住組	
学 校	副校長	総務班	長		体育館A	
	乙黒 哲也		副		体育館B	
開 設 指 定 職 員	他教職員	情報広報班	長		体育館C	
	リーダー 伊藤 恵美子		副		体育館D	
	メンバー 繁田 政春	被害者管理班	長		203	
	メンバー 安達 悦子		副		204	
	メンバー 小坂 美幸	安全管理班	長		205	
	メンバー 村松 通子		副		206	
	メンバー 古川 美恵子	食料物資班	長		207	
	メンバー 岡村 雅代		副		208	
	メンバー 福元 美千子	救護相談班	長		209	
	メンバー 松岡 雅美		副		210	
	メンバー 天野 勝美	衛生班	長		303	
	メンバー 竹内 孝紀		副		304	
	メンバー 佐々木 明日美	支援活動班	長		305	
	メンバー 北川 幸		副		306	
メンバー 五十嵐 千香子				307		
					308	
					309	
					310	
					401	
					402	
					403	
					404	
					405	
					406	
					407	
					408	
					409	
					410	

9/20 の運営協議会で検討したい事項

- ①各自治会の地域協力者2～3名の確保
- ②運営組織 運営協議会長の選出
- ③活動班の役割分担
- ④避難所ルールについて (資料1～4)

文案 1 避難所生活ルール

避難所での生活ルール

この避難所の生活ルールは次のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、行政担当者、施設の管理者、避難者の代表等からなる避難所運営委員会（以下「委員会」という。）を組織します。
  - 委員会は、毎日午前\_\_\_時と午後\_\_\_時に定例会議を行うことにします。
  - 委員会の運営組織として、総務、被災者管理、情報、施設管理、食料物資、救護、衛生、ボランティア班を避難者で編成します。
- 3 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 4 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
  - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡してください。
  - 犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止します。
- 5 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
  - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
  - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 6 食料・物資は原則として全員に提供できるまでは配布しません。
  - 食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
  - 配布は避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
  - ミルク・おむつなど特別な要望は、食料物資班が\_\_\_\_\_室で対処しますので、申し出てください。
- 7 消灯は、夜\_\_\_時です。
  - 廊下は点灯したままとし、体育館などの照明を落とします。
  - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 8 放送は、夜\_\_\_時で終了します。
- 9 電話は、午前\_\_\_時から午後\_\_\_時まで、受信のみを行います。
  - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
  - 公衆電話は、緊急用とします。（携帯電話も所定場所以外での使用は禁止）
- 10 トイレの清掃は、朝\_\_\_時、午後\_\_\_時、午後\_\_\_時に、避難者が交代で行うことにします。
  - 清掃時間は、放送を行います。
  - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
  - 水洗トイレが正常に使用できない場合は、非常用トイレを使用してください。
- 11 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

### 物資・食品などの配分方針

- ① 物資・食料・水などは公平に分配します。
- ② 数量が不足する物資などは、その物資などの内容を問わず高齢者・障がい者、子ども、大人の順に配分します。
- ③ 物資・食料の配布は、各（避難者）組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにして下さい。
- ④ 物資などの配布は、原則毎日.....時頃に、場所は.....で食料物資班が配布するので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。
- ⑤ 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送などで避難者へ伝達します。
- ⑥ 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資・食料窓口に申し込んでください。在庫がある物はその場でお渡しします。在庫に無い物は本部へ要請しますので、入ったかどうか各自で窓口に確認しに来てください。

避難所運営委員会

《参考資料3:施設利用ルール(例)》

## 〇〇〇〇避難所でのルール

- 1 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市避難所担当職員、施設の管理者、避難者の代表等からなる〇〇〇〇避難所運営委員会(以下「委員会」という。)を組織します。
  - 委員会は、毎日午前〇時と午後〇時に定例会議を行うことにします。
  - 委員会の運営組織として、総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食料・物資班、救護班、衛生班、ボランティア班を避難者で編成します。
- 2 避難所は、電気、水道などライフラインが復旧する頃を目処に閉鎖します。
- 3 避難者は、家族単位で登録する必要があります。
  - 避難所を退所する時は、被災者管理班に転出先を連絡してください。
  - 犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止します。
- 4 職員室、保健室、調理室など施設管理や避難者全員のために必要となる部屋又は危険な部屋には、避難できません。
  - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示、張り紙の内容には必ず従ってください。
  - 避難所では、利用する部屋の移動を定期的に行います。
- 5 食料・物資は、原則として全員に提供できるまでは配布しません。
  - 食料・物資は避難者の組ごとに配布します。
  - 配布は、避難所以外の近隣の人にも等しく行います。
  - ミルク・おむつなど特別な要望は、食料・物資班が〇〇室で対処しますので、申し出てください。
- 6 消灯は、夜〇時です。
  - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
  - 職員室など管理に必要な部屋は、盗難などの防止のために、点灯したままとします。
- 7 放送は、夜〇時で終了します。
- 8 電話は、午前〇時から午後〇時まで、受信のみを行います。
  - 放送により呼び出しを行い、伝言を伝えます。
  - 公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、朝〇時、午後〇時、午後〇時に、避難者が交代で行うことにします。
  - 清掃時間は、放送を行います。
  - 水洗トイレは、大便のみバケツの水で流してください。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止とします。

## 避難所の利用ルール

避難施設名：飛田給小学校避難所

- 1 この避難施設は、災害時における地域住民の生活の場となる避難施設です。
- 2 避難施設の円滑な運営を行うため、避難所運営委員会(以下、「運営委員会」という。)を設置しますので、その指示に必ず従ってください。
- 3 避難施設は、地域のライフラインの復旧及び被災者の一定の生活ができるまでを目処として設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 4 避難できる場所は、体育館、普通教室等、運営委員会の指示に従ってください。
  - (1) 運営委員会が指定する危険箇所及び学校のグラウンド等は、避難できません。
  - (2) 「立入禁止」、「利用上の注意」等の指示、貼紙の内容には必ず従ってください。
- 5 食料、物資は、原則として全員に配給できるまで配給しません。
  - (1) 食料、生活物資は避難者の居住組ごとに配給します。
  - (2) 特別な事情の場合は、運営委員会の理解と協力を得てから配給します。
  - (3) 配給は、避難施設以外の近隣の人にも等しく配給します。
- 6 消灯は、夜 9 時です。
  - (1) 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
  - (2) 職員室、事務室など運営管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 7 放送は、原則として、夜 9 時で終了します。
- 8 電話は、原則として受信のみとし、呼び出しは午前 8 時から、夜 9 時まで行います。
  - (1) 電話の呼出しは、放送及び伝言板により行います。
  - (2) 建物内の公衆電話は、緊急用とします。
- 9 トイレの清掃は、朝( )時、午後( )時、午後( )時に、避難者が交替で行います。
  - (1) 清掃時間は、放送で知らせます。
  - (2) 使用可能な水洗トイレ(1F)は、使用後にバケツの水で流してください。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所及び時間以外では禁止します。  
なお、裸火の使用は厳禁とします。
- 11 犬、猫などの動物類を避難所の居住スペースに入れることは禁止します。(補助犬は除きます。) ペットを連れてきた避難者は、受付時に届け出なければなりません。
- 12 避難者は、当番などを通じて自主的に避難所運営に参加してください。

### ペットの飼育ルール広報文（案）

#### ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送って下さい。

- ① ペットは、指定された場所に必ずつなぐか檻の中で飼ってください。
- ② 飼育場所や施設は、飼い主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
- ③ ペットの苦情や、危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で必ず排便させ、後始末を行ってください。
- ⑤ 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ 飼育困難な場合は、一時預かりが可能なペットホテルや犬猫病院などの施設に相談してください。
- ⑨ 他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営組織（総務班・衛生班）まで届け出てください。

避難所運営委員会

## ボランティア活動の際の注意事項(案)

### ボランティアの皆さまへ

このたびは本避難所へのボランティア参加を頂き、誠にありがとうございます。

みなさまに安全に、また気持ちよく活動して頂くために、以下の各項目について、ボランティア活動の際の留意点としてご確認下さいますようお願いいたします。

#### 1. ボランティア保険の加入はお済ですか？

・ ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない場合には災害対策本部、またはボランティアセンターへお問い合わせの上保険加入をお願いいたします。

※ ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険(災害時特約付き)があります。また大規模な災害の場合には、その災害を特定した保険が制定されていることもあります。

#### 2. ボランティア活動の際には、受付け時に渡される腕章や名札などの「ボランティア証」を身に付けてください。

#### 3. グループで仕事ををお願いする場合には、皆さんの中でリーダーを決め、仕事の進捗や完了時の報告をお願いする場合があります。

#### 4. 本避難所では、ボランティアの皆さまに危険な仕事は決してお願いしませんが、万一、疑問があれば、作業に取り掛かる前にボランティア班の担当者にご相談ください。

#### 5. 体調の変化や健康管理などは、みなさん各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いいたします。

#### 6. その他

以上、よろしくご確認のほどお願いいたします。

避難所運営委員会

## 避難所生活のルール

総務班

ルールを守って、助け合いながら生活しましょう。

### ◆避難所

- 避難所は、避難者の集団生活の場となる施設です。
- 避難所は、避難者全員で運営します。
- 市担当職員、施設管理者は助言・指導により、設立された運営組織をサポートします。
- 避難所の閉鎖は、電気、水道などのライフラインの復旧や、仮設住宅等が整備された頃を目途とします。(状況により、規模の縮小や統合もあります。)

### ◆生活時間

- 起床時間： \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分
- 消灯時間： \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

※廊下は点灯したままとし、居住スペースは消灯します。

※避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。

- 食事時間 朝： \_\_\_\_\_ 時 昼： \_\_\_\_\_ 時 夕： \_\_\_\_\_ 時

※食料は居住グループ単位で配布します。

### ◆生活空間

- 居住スペースは土足禁止です。靴は各自で保管してください。
- 居住スペースは世帯単位で使用します。
- 校長室、職員室、保健室など、施設管理や治療などで必要となるため、自由な出入りは出来ません。
- 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
- 犬、猫などの動物類を居住スペースに入れることは禁止です。(盲導犬、聴導犬、介助犬などは、除きます。)
- 面会は共有空間や屋外とします。
- 携帯電話での通話は決められた場所のみとします。そのほかはマナーモードにしてください。
- 飲酒は、禁止します。喫煙は、所定の場所以外では禁止します。

### ◆清掃・ごみ

- 世帯で出したごみは、自分たちでゴミ捨て場へ捨ててに行きましょう。
- 共有スペースは、その場所を利用した人たち、作業を担当した人たちで清掃・ごみ捨てをします。
- トイレは使用ルールを守って、みんなで清掃し、常にきれいにしましょう。

このルールは状況に応じて、見直しをしていきます。